

米沢市教育委員会 会議録

令和 8 年 7 月 1 4 日（火）

開会 午後 1 時 0 0 分

閉会 午後 2 時 2 5 分

1 出席委員

教育長 佐藤 哲 委 員 神尾 正俊 委 員 我妻 仁
委 員 渡邊 美智子 委 員 伊藤 綾子

2 出席職員

教 育 管 理 部 長 遠藤 桂子 教 育 指 導 部 長 落合 篤
教 育 総 務 課 長 田中 将志 社 会 教 育 課 長 菅原 豊子
学 校 教 育 課 長 須貝 洋介 適正規模・適正配置推進主幹 藤倉 禎志
おいしい給食推進主幹 後藤 誠一 教育総務課長補佐 米原 裕美
教育総務課総務主査 斎藤 貴子

3 傍聴人の有無 無

4 議 事

議第 3 2 号 臨時代理による財産（米沢市立小中学校情報端末）の取得の承認について

議第 3 3 号 臨時代理による米沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱の制定の承認について

議第 3 4 号 令和 9 年度使用小中学校教科用図書の採択について

議第 3 5 号 米沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

5 報告事項

- （1）置賜総合文化センターの喫茶店運営事業者の公募について
- （2）米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の見直しの検討の取りやめについて
- （3）その他

6 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議は、非公開にすべき案件はないと考えられるので、会議を公開としたいと思うがご異議ないか。

———異議なし———

教育長 それでは本日の会議は公開することとする。次に会議録の承認だが、5月12日、22日及び25日開催分については、市議会6月定例会に提出された東成中学校の開校延期を内容とする条例案の審議に必要との要請があったことから、令和8年6月8日に書面による承認を得ている。4月7日開催分の会議録について、ご承認いただけるか。

———会議録の承認———

教育長 本日の会議の会議録署名委員として、神尾委員を指名する。議事に入る。議第32号臨時代理による財産（米沢市立小中学校情報端末）の取得の承認について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ、議第32号臨時代理による財産（米沢市立小中学校情報端末）の取得の承認について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第33号臨時代理による米沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱の制定の承認について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。これはシステムが変わったことに伴う改正ということでしょうか。

学校教育課長 1月から全国統一の標準準拠システムに移行したため、様式が変わることになった。これに伴い、要綱を改正する必要性が生じたが、既存の様式を全部削除し、記載事項を新たに要綱に明記することによって対応したいというものである。

教育長 他にご質問等いかがか。なければ、議第33号臨時代理による米沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する要綱の制定の承認について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第34号令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ、議第34号令和9年度使用小中学校教科用図書の採択について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に、議第35号米沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、事務局から説明をお願いする。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。これは、法に基づき作成しなければならないものか。

学校教育課長 その通りである。

神尾委員 3ページの教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の中に「教員業務支援員を全校に配置する」と記載されている。また、同ページに「適応指導補助員、適応指導員等の学校への派遣を継続していく」とあり、更には、学校教育専門員等の配置についても記載されている。これは財政的に予算が生じるものだと思うが、予算については確保が可能なのか。もう一つは、4ページに時間外在校等時間にかかる目標の達成状況について、「本市で導入している出退勤管理システムで把握する」とあるが、この説明をもう少し詳しく願います。

学校教育課長 まず、適応指導員や適応指導補助員等については、学校からの要望もあり、学校の負担を軽減するためにも、予算についてしっかりと要望していく。その中で、やはり学校の状況に応じた配置は必要と考えている。できるだけ学校の希望に沿うようにしたいと思いながらも、見極めて対応していきたいと考えている。ここ数年は、学校の希望どおり市の予算を付けていただいている状況であるので、なお、しっかりと要望していきたい。2つ目の、出退勤管理システムについて具体的にどういうものかという点、先生方は一人一枚カードを持っていて、学校に出勤した際にパソコンのICカードリーダーにかざすと、その人が出勤した時間、帰りは逆に退勤した時間が記録される。それを月毎にまとめて教育委員会に提出してもらうというものである。

神尾委員 既に行っているのか。

学校教育課長 令和2年から既に使っているシステムである。ここ数年は手書きで管理することなく、客観的な指標としてシステムで管理をしている。

神尾委員 教育業務支援員を全校に配置するということだが、現在は全校には配置されていないということか。

学校教育課長 全校に配置されている状況ではある。これは県の予算で配置されるものだが、中には障がい者雇用枠等もあり、春先にはまだ決まっていない場合もある。人選も含めて、できるだけ早く配置されるように市の教育委員会でも気を付けていきたい。

我妻委員 1ページの目標について、可能であれば、現状と計画期間満了時において達成する目標を示してほしい。また、2ページの業務量管理・健康確保措置の中で、業務の3分類について、文科省が作成した分類だと思うが、その表もここに示さないとわかりづらいのではないか。また、一般的にカスハラと呼ばれるもの、教育現場なので保護者対応ということになるが、それについては今後も大きな

課題であり、学校あるいは教育委員会として適切な対応が必要である。市ではカスハラ対応マニュアルを整備しているようだが、教育現場の教職員と保護者との適切な対応をぜひマニュアル化して、この実施計画に盛り込んでどうか。もう一つ、4ページの(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組というところについて、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には医師による面接指導とあるが、産業医がいない学校はどうするのか、また、心身の健康問題についての相談窓口を設置するとあるが、どこに設置するのかも計画に示してほしい。年次有給休暇については、2の目標の中に、年次有給休暇の取得率と、まとまった日数の取得の数値目標もいれてはどうか。さらに、定時退校日を週1回設定することを推進するとあるが、会議の予定を曜日で決めるなどの取組や、そういった先生方の予定を保護者にも周知することで、保護者も連絡する際の参考になりお互いいいのではないか。最後に、業務の持ち帰りというものが非常に課題になっている学校は確かにあると思うが、本来あってはならないものなので、原則禁止とするべきではないか。時間外の問題、先生方のワークライフバランス、情報流出など、様々な問題に繋がることもある。特例を設けることもあるかもしれないが、公式的には原則禁止とするべきだと思ったところである。

学校教育課長 まず、1ページの目標について、小中学校でどのくらいの時間外があるのかという現状についてお答えする。令和7年の下期について、小学校における月45時間を超える残業については、全体で6.8%、人数にすると18人。月30時間を超えになると、29.4%、78人となり、月30時間以下というのが難しい目標であると思いながらも、国の方針等もあるためこのような設定としている。中学校については、月45時間以上は56人、36.3%であった。30時間を超えとなると、101人、65.5%になる。中学校は、やはり部活動に伴う時間外が多くなるということがあるため、大きな改善のポイントである。地域展開と併せながら改善していかなければならないと考えている。現状としてはこのような数値だが、これでも年々減ってきている状況ではある。計画に載せていないことについてだが、本市単体での数字は我々で押さえておきながらも、敢えて載せるものではないと考えたものである。続いて、年休取得率について、目標に入れてはどうかということだが、目標について考えられる一つの数値だと思ったところである。ただ、年休取得率は我々も把握していないため、これを把握するとなると、教頭先生の業務が逆に増えることになる。そのため、現在押さえている時間外在校時間を中心に目標としたいということが今回の策定までの経過となっている。次に、定時退校日については、先ほどご指摘があったように非常に大事な部分だと思っている。私が勤務していた中学校では、月曜日は部活を休みにしており、職員会議等は月曜日に行い、

教員の勤務時間は16時45分までとすることを意識して勤務していた。これは、学校間で合わせていたので、徹底できるようになれば定時退校日ができるようになると思う。改めて管理職にも伝えていく。続いて、2ページにある業務の3分類を踏まえた業務の見直しについて、3分類の表を入れてはどうかということだが、確かに表を入れた方が分かりやすいため、表を入れることで再考したい。続いて、カスハラ、保護者対応について、教育現場も苦慮しているのではないかとということであった。マニュアル化というところまでは我々も手が回っていないところはあるが、非常に重要なポイントだと思っている。今年の5月には、法的なことで学校で苦慮する場合、市の顧問弁護士に相談できるということを通知し、手順や必要書類をまとめ、必要な場合は相談できるようにしている。また、市のカスハラ対応のマニュアルを、参考までに学校に周知したいと思ったところである。次に、4ページの労働安全衛生法に基づいての取組の中で、50人以上の職員を置く場合は産業医を置かなければならないわけだが、今年は南成中学校が50人を超えているため産業医を設置することになっている。なお、その他の学校については、医師会と協定を結びながら、学校医で産業医の資格を持っている方については、相談を受けてもらえる状況であり、産業医の資格を持っていない学校医の配置校では医師会長に相談しながら体制を整え、先生方の心身の健康を守るために準備をしている。最後に、5の関連する取組の中で、業務の持ち帰りについて、この文面では容認するような感じが窺える。基本的には業務を持ち帰らず、時間内に完結できるようにすることがこの方針の意義でもあるため、文言の再考を検討していきたい。

我妻委員 職員が50人以上いるのは南成中学校だけで、その他は医師会と調整しているということなので、今の内容を入れ込んでいただければいいのではないかなと思う。後は、衛生委員会を設置したり、50人未満でも衛生推進者を設置するなど、労働安全衛生法のルールを守っていくことを徹底していただきたい。もう一つ、健康問題についての相談窓口はどこに設けるのか。

学校教育課長 相談窓口については、基本的には学校教育課の学事保健担当と指導担当で割振りをしていくため、教育委員会内ということを追記したいと思う。

教育長 相談窓口というのは、県立学校共済組合等の外部機関ではなく、教育委員会の中に置くということでよいか。

学校教育課長 今までは、ストレスチェック等を受けながら、自分で心配だという場合、まずは学校の校長先生に相談することが多かった。ただ、学校では話しにくいという時には学校教育課の学事保健担当に連絡をもらいながら、メンタルヘルスとして共済組合の先生に繋ぐということもあったため、受け皿として教育委員会に設置したいと考えたところである。

渡邊委員 やはり、時間外を単純に減らすということではなく、教師が本来やるべき子ど

もと向き合う時間を作ることや教科の指導内容といったことに時間を使えるように環境を整えることだと思う。例えば、2 ページの学校以外が担うべき業務に、保護者等からの過剰な苦情の対応として弁護士等の専門家を活用できるようにとあるが、ここまで大きな事案ではない、一教師が抱えるような保護者との案件というのは、毎日のように何かしらあるのではないかと思う。経験が豊富な教師は、自分で解決したり、学年主任、教頭先生や校長先生等、誰に相談すべきかなどの判断もできるかと思うが、そういった経験が少ない教師は、自分でどこまで責任を負ってやるべきなのか、どう対応すべきなのか、日常の中で迷うようなことがあると思う。そういったことをカバーできる学校の体制があるといいのではないか。教師になる人が少なくなっている今、将来の教育に対して危機感を持っている。子ども達の未来は、教育があって成り立っていくことを考えると、教育というのは大切なもので、その中で教師というのは大切な役割である。その教師が悩んでいることがある場合に、それを発信できるような、教員同士の関係づくりや学校内の体制づくりというものを、今後も引き続きお願いしたい。

学校教育課長 若手教員の育成という面、また、経験豊富な先生方がいることで成り立っている面もあるため、その間の中堅的な教員の育成も重要だと思っている。委員のご意見、ご心配の点について、単なる時短ということではなく、教員の働きやすさ、働き甲斐、そして健康に活躍できるためにということを大事にしていく。

伊藤委員 目標の（２）で、ワークライフバランスの現状について数値的なものがあれば教えてほしい。もう一つは３ページのＩＣＴ支援員等の活用というところで、現在どれぐらい支援員がいて、どのような負担が軽減されているのかお聞きしたい。

学校教育課長 ワークライフバランスの現状については、基本的にはストレスチェックを基にしている。米沢市の職員は、年間２回のストレスチェックを市の予算で行っている。高ストレス者の割合を５％までに減少させるとしているが、現状は１０％であった。ここを減らすためには、学校の仕事量だけではなく、私生活の充実も含めたバランスについて充実させていかなければならない。ＩＣＴ支援員の活用については、世の中が目まぐるしく変わり、特にＩＣＴについて大きく変わっている中で、学校にも新しい機器の導入があるため、できるだけ負担を減らすようにしていくものである。ＩＣＴ業者と契約し、年間１,０００時間以上、学校に出向いてもらい相談に乗ってもらえる時間をとっている。学校の機器の設定やホームページ作成などのサポート、また、授業にも参加してもらい、主に小学校で授業のサポートをしてもらっている。低学年では、タブレットを使うのは難しいところがあるので、そういった面のサポー

トをしてもらっている。

伊藤委員 年間1,000時間というのは、小中学校含めてということか。

学校教育課長 そのとおりである。

伊藤委員 どちらが多いのか、割合などは。

学校教育課長 基本的にICT支援員は、小学校に行って授業のサポートをしている。別枠で情報サポート事業というものが1,000時間程度あり、小中学校関係なく、必要な学校が呼んでサポートしてもらう。プリンター1つ購入しただけでも、何十台もPCを繋ぐ設定が必要になるため、そういったサポートを受けている。

我妻委員 渡邊委員からあった内容は非常に大事だと思う。若い教員が現場に入った時に、保護者の対応、苦情に心を擦り減らしたり、負荷がかかったりしてダメージを受けるような話を耳にすることがある。繰り返しになるが、マニュアル等の整備だけでなく、それを実行できるような学校の体制を、学校毎ではなく、教育委員会においてできるだけ早く作っていただきたい。

教育長 他にご質問等いかがか。様々な意見をいただいた。手直しが必要かと思うがどうか。

学校教育課長 修正し、できるだけ早く通知できるよう、次の教育委員会で再度お諮りする。

教育長 では、次回の教育委員会に向けて準備をお願いする。議第35号については継続審査とする。次に報告事項に入る。(1)置賜総合文化センターの喫茶店運営事業者の公募について、事務局より説明をお願いする。

社会教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ、次に(2)米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の見直しの検討の取りやめについて、事務局より説明をお願いする。

適正規模・適正配置推進主幹 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 7月3日に出された、これからの東成中学校の開校に関する取組についてを見て、8月以降、順次様々な会議があるようなのでよろしくお願ひしたい。この中で話が出るのだろうと思うが、今までの説明会のアンケート等を読むと、東成中学校へ入学予定の児童生徒の保護者の意見として、統合に向けて最も不安に思うことは、やはり通学に関することが多かったように思う。地元代表者協議会や開校準備委員会等で通学路に関する話は出ると思うので、こういった意見を十分に吸い上げながら統合を進めていただきたいと思う。もう一つ気になることとしては、既に統合した学校の通学方法についてである。バス利用の距離には至らない場合、特に冬期間になると自転車に乗れないため、相当な距離を歩くことになる。地域によって雪の量も違うため、それぞれの学校で異な

と思う。難しい問題だとは思いますが、各学校の先生方、PTA等と連携しながら、できるだけ皆さんが納得できるよう、生徒の安全性を確保しながら、通学の問題をより良い方向に持って行ってほしいと思ったところである。

教育長 議会でも話題になったことであるので、冬に向けて心配される様々なことについて、今のうちから準備し対応できるようお願いしたい。その他にいかがか。なければ、次に（３）その他について事務局から何かあるか。なければ５のその他について、委員の皆様からいかがか。

我妻委員 東成中学校の開校に関することになるが、既に統合された北成中学校、南成中学校と第七中学校の教育格差と呼ばれるものについて、計画どおり令和１１年に統合されることになったが、それでも３年間は規模の違い、環境の違いがあるわけで、今の第七中学校の生徒たちに対して、何らかの支援はしていかなければならないと思う。どのような支援ができるのかは事務局が検討していられると思うが、私からの要望として、去年、相馬市でリーディングスキルテストの実施状況について視察をさせていただいた。非常に成果を上げているということを実際に拝見し、リーディングスキルテストの意義というものを改めて感じたところである。例えば、第七中学校の生徒を対象にしたリーディングスキルテストを、ぜひこの機会に取り入れてみてはどうか。予算も必要になるので、すぐに実行できるかどうかわからないが、将来的には全学校で取り入れるべきだと私は思っている。ぜひ、検討課題としていただきたいと思っているところである。

教育長 第七中学校への支援ということで、具体的にリーディングスキルテストというご提案をいただいた。事務局で検討をお願いしたい。その他にいかがか。なければ事務局から何かあるか。

教育管理部長 ６月定例会終了後に市長名で発出された「東成中学校の開校と体育館のエアコン整備に関するご報告」という文書について報告する。

———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。教育委員会として、東成中学校の開校に関する今後の動きについての文書を出すということを総務部に伝えていた。総務部からはこのような文書を出したいということを聞いていた。各小中学校全てに配布されているので、ご承知おきいただきたい。

我妻委員 教育委員会と内容の擦り合わせはなかったのか。

学校教育課長 東成中学校の開校日が決まったこと、今後の説明会の日程等について、教育委員会から市内全小中学校保護者に対して文書を発出することについては、総務課を通じてやり取りをした。

我妻委員 参考までに聞くが、こういった教育行政に関する施策の経過や議決内容について、市長が教育現場を通じて保護者に発出するということは、過去にもあった

のか。

学校教育課長 私の知る限りでは、なかったように思う。

神尾委員 これは、いつ保護者に渡されたのか。

学校教育課長 7月2日に各学校に配る準備ができたとのことだったので、早いところで7月3日には配られたかと思う。教育委員会からの文書については、3日に各校に届けたので、翌週の6日から配るようにと伝えていたところである。

我妻委員 印刷は各学校でされたのか。

学校教育課長 教育委員会からの文書は、学校教育課の適正規模・適正配置推進室で印刷し、クラス毎に部数を分けて用意している。市長発出文書については、総務課で同じように仕分けたということである。

教育長 他に何かあるか。なければ、以上をもって教育委員会を閉会する。